

指定障害福祉サービス事業ひまわり園運営規程

(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人中江報徳園が開設する指定障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護の障害福祉サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護研修2級以上の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が利用者の身体、重度の肢体不自由者、視覚障害者・その他の状況及びその置かれている環境に応じて、居宅において自立した日常生活、または社会生活を営むことが出来るよう適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の身体、重度の肢体不自由等心身の状況及びその置かれている環境に応じ、自立した日常生活または社会生活を営む事が出来るよう入浴、排泄、食事に関する介護その他生活に関する相談、助言など生活全般にわたる援助を適切、効果的に行います。

- 2 行動援護にあつては、利用者の心身その他の状況、その置かれている環境に応じ行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護、その他利用者が行動する際に必要な援助を適切、効果的に行います。
- 3 同行援護にあつては、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他行動する際に必要な援助を適切、効果的に行います。
- 4 事業の実施に当つては、関係機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 ヘルパーステーション ひまわり園
- (2) 所在地 鹿児島市伊敷5丁目4番17号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2. 5名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握し、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を指示すること。
- (3) 訪問介護員等 2. 5名以上

訪問介護員等は、個別サービス計画等に基づき、訪問型サービスの提供にあたる。但し業務の状況により、増員することができるものとする。

2 職員体制

(1) 居宅介護及び重度訪問介護、同行援護

区 分	常 勤	非 常 勤	勤 務 時 間
管 理 者	1名		8：30～17：30
サービス提供責任者	3名以上		8：30～17：30
訪 問 介 護 員		30名以上	随時

(2) 行動援護

区 分	常 勤	非 常 勤	勤 務 時 間
管 理 者	1名		8：30～17：30
サービス提供責任者	2名以上		8：30～17：30
訪 問 介 護 員		5名以上	随時

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとします。

(2) 営業時間 8：30～17：30までとします。

ただし、利用者からの希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

(利用者負担額等の受領)

第6条 指定障害福祉サービスの内容は次のとおりとします。また、介護サービスを提供した場合の利用者の負担額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙に定めた「利用料金（障害福祉サービス＝居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）」のとおりとします。なお、法定代理受領サービスである場合の利用者の負担額は、その1割の額となります。

(1) 居宅介護（身体介護、家事援助、乗降介助）

(2) 重度訪問介護

(3) 行動援護

(4) 同行援護

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、鹿児島市一円（旧吉田町、旧喜入町、旧東桜島町及び旧桜島町を除く。）並びに日置市伊集院町の区域とします。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員は、介護サービスを実施中に利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに家族または主治医に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

2 管理者は必要に応じ、関係機関への連絡、報告するものとします。

(苦情処理)

第9条 提供した指定障害者福祉サービスに係る利用者及びその家族からの苦情、相談を受け付けるための窓口を設置し、担当者を配置します。

- 2 事業実施地域の市町からの文書、その他物件の提出若しくは提示を求められた場合は、速やかに提出、提示します。
- 3 事業実施地域の市町からの質問若しくは照合にも速やかに応じ、事業実施地域の市町が行う調査に協力すると共に指導または助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 4 事業実施地域の市町からの求めに応じ、改善の内容を報告するものとします。
- 5 国民健康保険団体連合会からの苦情に関しての調査に協力すると共に、指導・助言を受け入れ、必要な改善を行うと共に、その改善内容を報告するものとします。

(障害福祉サービスの介護計画の作成)

第10条 サービス提供責任者は、利用者または障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望を踏えて具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成するものとします。また、その計画は、必要に応じて変更するものとします。

- 2 利用者及びその同居の家族に、介護計画の内容を説明し、交付するものとします。

(虐待防止措置)

第11条 サービスの提供に当っては、利用者の身体に外傷を生じたり、また、生じる恐れのある暴行を加えたり、著しい暴言や拒絶的な対応、心理的外傷を与えるような言動は一切行いません。また、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) **虐待の防止に関する責任者の配置**
- (5) 成年後見制度の利用支援
- (6) **苦情解決体制の整備**

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を

定期的に実施します。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第14条 利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する記録を整備し、5年間保存するものとする。

- (1) サービス計画書及び内容等の記録
- (2) 苦情、事故に関する記録
- (3) 市・町の通知に係る記録

(ハラスメント防止)

第15条 事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、訪問先において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を確保し、業務体制の充実に努めるものとする。

- (1) 資格取得について奨励し、その機会を与えます。
- (2) この規定に定めなき事項については、法人と事業所との協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成23年10月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年10月 1日から施行する。